

令和6年（ワ）第134号 自衛隊名簿提供違憲訴訟

原告

被告 奈良市、国

証拠説明書

2026年3月31日

奈良地方裁判所民事部合議1係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 佐藤 真理

弁護士 愛須 勝也

弁護士 諸富 健

外10名



甲号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
132	自衛官の募集事務に 係る都道府県知事及び 市町村長から提供を受け る適齢者情報の取扱い について (通達)	写し 最終改正 平成18年12月25日	防衛庁事務次官	適齢者情報を4情報に限定する という事務次官通達が、平成 15年4月24日に発出されて いること及び平成18年11 月住基法改正後に改正され たこととその内容について。
133	「ダイレクトメールの 記載事項について」	写し 不詳 (令和3年以降)	自衛隊	募集案内のダイレクトメール の記載方法について自衛隊 (地方協力本部) 内で周知して

					いる文書。
134	自衛官募集の案内 葉書	写 し	2026 年3月	自衛隊京 都地方協 力本部河 原町募集 案内書	自衛隊京都地方協力本部が募 集葉書で説明している個人情 報取得の法的根拠について。
135	鑑定意見書	原 本	2026 年3月3 1日	本多滝夫	奈良地本が奈良市長に対し、専 ら自らの必要性により紙媒体に よる個人4情報の提供を求めた ことは施行令第120条に基づい て求めることのできる資料の範 囲を逸脱している点で違法であ ること。 奈良市長が本件名簿を奈良地本 に提供したことは住基法が許容 していない点で違法であるこ と。

以上